

Е 消防設備保守点検

E 消防設備保守点検目次

消防設備保守点検の概要

点検対象物

番号	項目	摘要
1	自動火災報知設備点検	
2	誘導灯・誘導標識設備点検	
3	ガス漏れ火災警報設備点検	
4	防火・排煙設備点検	
5	消火器具点検	
6	非常放送設備点検	
7	窒素ガス消火設備点検	
8	スプリンクラー設備点検	
9	粉末消火設備(移動式)点検	
10	消防用水設備点検	
11	連結送水管設備点検	
12	非常通報設備点検	
13	非常用電源設備点検	富士電機(株), ヤンマーエネルギーシステム(株)
14	シャッター等設備点検	(株)鈴木シャッター
15	ダクト消火設備点検	
16	非常照明設備点検	
17	誘導灯バッテリー交換	
18	会議研修棟消防設備点検	
19	院内保育所消防設備点検	
20	連結送水管設備・送水ホース耐圧試験	
21	防火対象物点検	
22	防災管理点検	
101	防災センター非常放送設備非常電源用バッテリー交換	

消防設備保守点検の概要

1 目的

消防法第8条第1項及び第17条3の3並びに消防法施行規則第31条の6第1項及び第3項の規定による。

2 点検の方法

消防法第17条3の3及び昭和50年10月16日消防庁告示第14号の規定による。

3 実施期間

消防法施行規則第31条の6第1項及び昭和50年4月1日消防庁告示第3号に基づく。

4 定期点検の内容とその資格者

定期点検は下記に定める内容及び方法により、有資格者が行うこと。

ただし、蓄電池設備や配線の点検にあたっては、電氣的危険性の高い設備であるので、これらの設備に係る点検を行う場合は電気主任技術者の協力を得ることとし、感電事故等の防止を図ること。

- ① 外観点検 機器の適正な配置、損傷等の有無のほか主として外観から判別できる事項を確認する。
- ② 機能点検 機器の機能について、外観からまたは簡単な操作により判別できる事項を確認する。
- ③ 総合点検 設備の全部もしくは一部を作動させ、または使用することにより、設備の総合的な機能を確認する。

(1) 窒素ガス消火設備は消防法の規定を準用し、次のいずれかの資格を有した者(有資格者)のみが、保守点検・整備を実施すること。

- (A) 甲種第3類消防設備士
- (B) 乙種第3類消防設備士
- (C) 第1種点検資格者(保守点検のみ可能。)

(2) 自動火災報知設備の総合操作卓の点検は(財)日本消防設備安全センターの規定を準用し、次のいずれかの資格を有した者のみが、保守点検・整備を実施すること。

- (A) 火災報知システム専門技術者
- (B) 当該総合操作盤に係る機能等に精通した第4類の消防設備士
又は第2種の消防設備点検資格者が行うこと。

(3) 防火設備(防火シャッター等)は、消防点検の他に建築基準法の規定(2014.6.4改正)に基づき、次ぎのいずれかの資格を有したものが、保守点検・整備を実施すること。

- (A) 防火設備検査員
- (B) 一級・二級建築士

5 定期点検の報告

年1回山形市消防長あて報告(特定防火対象物)すること。

E-1 自動火災報知設備点検

GR型複合受信機(アナログ式)		総合操作卓	1 台
255AD×9系統	3 台	副総合操作卓	1 台
熱アナログ式感知器		副受信機	2 台
自動試験機能付	95 台	(BL付き液晶表示)	
定温式スポット型感知器		中継器盤 自立型	3 台
1種 特種(防水型)	82 個	中継器盤 壁掛型	16 台
光電アナログ式煙感知器		発信機	197 個
自動試験機能付	1209 個	表示灯	197 個
光電式スポット型感知器		地区ベル	7 個
1種	4 個	非常電話	86 個
2種	1029 個	消火栓起動装置	1 式
2・3種	112 個	電源装置	1 式
差動式スポット型感知器	48 個	配線	1 式

E-2 誘導灯・誘導標識設備点検

避難口誘導灯	285 灯	電源装置	1 式
通路誘導灯	245 灯	配線	1 式
誘導標識	19 枚		

E-3 ガス漏れ火災報知設備点検

受信機(火報複合型)	1 台	中継器	4 台
ガス遮断弁	10 個	検知器	18 個
総合作動試験	1 式	常用電源	1 組
(機能点検時)		予備電源	1 組
		配線	1 式

E-4 防火・排煙設備点検

光電式煙感知器		排煙口	162 台
3種	20 個	垂れ壁	18 台
2種	112 個	排煙機	4 台
防火戸	214 台	手動開放装置	194 台
防火シャッター	46 台	電源装置	1 式
ダンパー	84 台	配線	1 式

E-5 消火器具点検(蓄圧式)

	補助散水栓 組込型	埋込型 扉組込含	スタンド型	合計
地下			1	1
1F	16	3	93	112
2F	11	5	72	88
M3	4	3	12	19
3F	15	8	27	50
4F	13	6	13	32
5F	10	7	2	19
6F	11	5	2	18
7F	10	6	2	18
8F	9	8	2	19
9F	9	8	4	21
10F			18	18
PF1			4	4
附属棟			18	18
計	108	59	270	437

E-6 非常放送設備点検

増幅器 2160W	1 式	自動火災報知設備連動	1 式
遠隔操作器	2 台	電源カットリレー	9 式
スピーカー	1506 個	スピーカー分割装置	96 式
音量調節器	920 個		

E-7 窒素ガス消火設備点検

窒素ガス容器	78 本	ピストンレーレーザー	31 台
容器開放弁	78 個	避圧口	7 台
選択弁	7 台	復旧弁	7 個
選択弁開放装置	7 個	安全弁	1 個
起動用ガス容器	14 本	音声警報器	1 面
ソレノイド		スピーカー	11 個
(電気式開放器)	7 個	ベル・ブザー	1 個
手動起動装置	7 個	放出表示灯	19 面
制御盤	1 面	噴射ヘッド	40 個
電源装置	1 式	スポット型感知器	46 個
逆止弁	34 個	煙感知器	78 個
圧カスイッチ	7 個		

E-8 スプリンクラー設備点検

加圧送水装置	1 台	スプリンクラーヘッド	6815 個
(125 ^A × 1080L/min × 67 ^m × 22 ^{kw} × 200V)		アラーム弁装置(100 ^A)	29 組
ジョッキポンプ		末端試験弁装置(25 ^A)	29 組
(ユニット型)	1 台	減圧圧力調整弁	3 台
制御盤	1 台	補助散水栓装置(25 ^A)	178 組
表示盤	1 台	スプリンクラー送水口	
起動装置		(自立型・双口)(東)	1 基
(圧カタンク)	1 台	(自立型・双口)(西)	1 基
一次側圧力調整弁	1 台	連動試験及び放水試験	1 式

E-9 粉末消火設備(移動式)点検

粉末消火設備	7 台
--------	-----

E-10 消防用水設備点検

採水口		消防用水水槽	3 ヶ所
(自立型・単口)	2 基		
(埋込型・単口)	4 基		

E-11 連結送水管設備点検

連結送水管送水口		専用栓放水口(65 ^A)	37 組
(自立型・双口)	6 基		
(埋込型・双口)	6 基		

E-12 非常通報設備点検

非常通報設備	1 基
--------	-----

E-13 非常用電源設備点検

非常用電源設備(コージェネレーション設備)	3 基
非常コンセント設備	23 台

E-14 シャッター等点検

電動リングシャッター

3,742×1,940	1 台	4,700×1,940	3 台
1,722×1,940	1 台	3,200×1,940	1 台
13,447×1,940	1 台	4,700×2,240	3 台

防煙シャッター

1,815×2,130	2 台	3,844×2,190	2 台
4,260×2,130	4 台	4,483×2,190	1 台
3,598×2,130	1 台	5,285×2,190	1 台
3,698×2,390	1 台	1,815×2,190	1 台
4,280×2,190	1 台	1,156×2,690	1 台
4,020×2,190	1 台	3,078×1,723	1 台
4,608×2,190	1 台	3,600×2,540	1 台
4,915×2,190	1 台	3,600×2,990	1 台
4,895×2,190	1 台	1,020×2,690	1 台
4,550×2,190	1 台	2,649×1,940	1 台
3,834×2,190	2 台	843×1,887	1 台
3,741×2,190	4 台	1,920×2,690	1 台

防煙たれ壁

8,820×500	1 台	11,994×500	1 台
10,230×500	1 台	10,081×500	1 台
8,074×500	1 台	8,832×500	1 台
4,177×500	1 台	1,777×500	1 台
2,549×500	1 台	4,453×500	1 台
5,233×500	1 台	3,798×500	1 台
11,603×500	1 台	1,526×500	1 台
4,563×500	1 台	4,112×500	1 台

電動オーバードア

2,941×3,085	2 台		
-------------	-----	--	--

防火パネル

500×450	1 台	600×650	2 台
---------	-----	---------	-----

防煙・防災シャッター(文化シャッター)

2655×3600	1 台	2655×2500	1 台
2655×2250	1 台	2655×1900	1 台

E-15 ダクト消火設備保守点検

1 ダクト消火設備

システム名		フット大型レンジ用 【6台】	フット小型レンジ用 【3台】	フット・フライ用 【1台】	小型レンジ用 【2台】			
内 容	型 式 名	TJ-HLR	TJ-HR	TJ-HF	TJ-RⅡ			
	認 定 型 式 番 号	かー181号	かー180号	かー183号	かー188号			
	公 称 防 護 面 積	レンジ:2500×1200mm フット:2800×1800mm	レンジ:2000×1000mm フット:2800×1800mm	フライ:1200×600mm フット:2800×1800mm	2000 ×1100mm			
	有 効 放 射 時 間	20秒	24秒	21秒	45秒			
	消 火 剤 及 び 容 量	強化液 3.5l						
	使 用 温 度 範 囲	-10℃～40℃						
消 火 剤 容 器	材 質	SPCD(鋼板製)						
	内容積・寸法・重量 加圧・蓄圧の別、耐圧	7.0l、全高:593mm、最大径:Φ147mm、重量:9.0kg 蓄圧式、基準圧力:8.9kg/cm ² (耐圧:19.6kg/cm ²)						
ノズル	名 称	挟角用 スプレーノズル	フット ノズル	広角用 スプレーノズル	フット ノズル	フライ ノズル	フライ用 フットノズル	広角用 スプレーノズル
	構 成 数 量	2	2	1	2	1	2	1
	材 質	C3604(黄銅)						
セ ン サ ー	構 成 数 量	2						
	公 称 動 作 温 度	200℃						
	感 知 方 式	サーミスタ方式						
配 管	材 質 ・ 寸 法	C1020T(銅管)Φ10-Φ8						
	最 大 長 さ	12m(最大継手数12)						
コ ン ト ロ ー ラ ー	使 用 電 源	AC100V 50/60Hz(専用電源)						
	消 費 電 流	監視時 0.14A、 作動時最大 0.2A						
	ハ ッ テ リ ー	NiCd電池標準装置(500mAh 1時間監視後1時間作動)						
	起 動 方 式	イニシエータ起動方式						
	表 示 ラ ン プ	セットランプ(緑 警戒表示用) 注意ランプ(黄)、警告(断線)ランプ(橙)、火災ランプ(赤)						
	警 報 フ ァ ン	注意・断線時:断続鳴動、警告・火災時:連続鳴動(80dB)						
	外 部 出 力	警告時出力:無電圧a接点×1 火災時出力:無電圧a接点×1、c接点×2 有電圧出力:DC24V 0.5A					接点定格AC250V 4A DC 30V 5A	
	寸 法 ・ 重 量	H437×W112×D67 重量 2.2kg						

2 リモートスイッチ

スイッチ方式	ロック式(アクリル板破封式)
寸法及び材質	H117×W72×D7.5 ABS樹脂 色相:マンセル 10Y9/1

装置収納ボックス

外形寸法(mm)	1台用ボックス	H700×W320×D213、9.0kg 最大装備重量21.2kg
重量(kg)	4台用ボックス	D700×W1040×D213、23.5kg 最大装備重量65.6kg

3 保守点検の概要

(1) 保守点検の内容

1) 外観点検

① 装置本体

設置場所状況

収納ボックス周囲の障害物、変形、損傷、著しい腐食等がないこと確認。

収納ボックス

壁面への取付が確実に固定されていること、ポンベの固定にゆるみがないこと確認。

作動部

貯蔵容器にイニシエーターが確実にとりつけられていること確認。

予備電源

ニッカド電池の有効期限が切れていないこと確認。

電源セットランプ

コントローラー制御部の電源灯、コントローラー表示部のセットランプの点灯確認。

ヒューズが切れていないこと確認。

接 地

接地配線に著しい腐食、断線等がなく確実に接続されていること確認。

配線接続部

各端子のゆるみ、脱落のないこと確認。

線端の圧着処理が確実にされていること確認。

その他

表示シールのはがれ、文字の不鮮明がないこと確認。説明書等が収納ボックス近辺に常備されていること確認。

② 消火剤貯蔵容器

本 体

消火薬剤のもれ、容器の変形、損傷、著しい腐食のないこと確認。

指示圧力計

変形、損傷がないこと、指針が緑色範囲を指示していること確認。

③ 銅配管

仕様及び形状

規定の銅管を使用していること、配管に扁平、つぶれ、腐食等がないこと確認。

管の継手及び固定

継手に緩みがないこと、適切な位置で固定されていること確認。

④ センサー

設置状況

変形・損傷がないこと、油脂等が付着していないこと確認。

取付にゆるみがないこと・設置後5年を経過していないこと確認。

⑤ ノズル

設置状況

放射角度、取付部分が確実に固定されていること確認。

形 状

変形、損傷、腐食、調節銅管が極端に扁平していないこと確認。

その他

ノズルキャップが正常に取付けられていること、ノズルに油脂等の付着のないこと確認。

⑥ リモートスイッチ: 壁面に確実に取付けられていること、油等で汚れていないこと確認。

⑦ 配線: 配線仕様、配線被覆、天井内配線の固定、ダクトとの隔離の確認。

⑧ その他: オプション機器設置場所の状況、各端子の緩み、脱落がないこと確認。

⑨ 関連設備関係: 関連設備への連動結線が確実にされていること確認。

2) 機能点検

① 作動部: リモートスイッチ等から火災入力して作動させ、各ポンベの起動部への出力を確認。

② 警報装置: 試験治具を使用し、注意、警告、火災各レベルのランプ表示、ブザー鳴動を確認。

③ 予備電源: 電池試験により、予備電源のバッテリー容量が充分であることを確認。

④ リモートスイッチ: スイッチを押下し、リモート表示点灯、火災表示灯点滅、ブザー鳴動を確認。

⑤ センサー: 確実に作動することを確認。

⑥ 連動設備

トマホークジェットとの連動設備の作動(ガス遮断、ファン停止、防災表示盤の移設)を確認。

(2) 保守作業の点検回数

前期中に、外観点検を実施すること。

後期中に、機能点検を実施すること。

なお、各点検時において各端子やビス等の緩みがある場合は、必要な措置を講ずること。

E-16 非常照明設備点検

1 点検対象器機の概要

・非常灯	IL50×1	1490 個
・クリーンルーム用非常灯	IL50×1	156 個
・耐食型非常灯	IL50×1	6 個
・シールドルーム非常灯	IL50×1	10 個
・非常灯	IL40W×1	163 個
・ダウンライト型	IL100	4 個
・ダウンライト型	IL40W	12 個
・非常灯(会議研修棟)	ハロゲン13形×1相当	11 個
・非常灯(院内保育所)	ハロゲン13形×1相当	1 個

2 点検回数

年間1回実施すること。

不点確認時はランプの交換を実施すること。ランプは支給品とする。

E-17 誘導灯バッテリー交換

1 交換部品

消防設備点検時に容量不足と認められたバッテリーについて交換すること

誘導灯用バッテリー 4.8V 1.6A 25個

誘導灯用バッテリー 2.4V 3.0A 25個

2 交換回数

年間1回実施すること。

点検の結果、更に必要な箇所が認められた場合には発注者と協議すること

E-18 会議研修棟消防設備点検

1 消防設備点検の概要

第1章の消防設備点検の概要と同様

2 点検対象機器の概要

① 消火器点検

・粉末消火器 2 個

② 自動火災報知機器点検

・受信機 P型2級 1 面

・差動式スポット型感知器 2種 18 個

・定温式スポット型感知器 特殊 8 個

・光電式スポット型感知器 2種 12 個

・発信機 2 個

・表示灯 2 個

・地区ベル 2 個

・電源装置 1 面

③ 誘導灯及び誘導標識機器点検

・避難口誘導灯 4 台

・電源装置 1 面

E-19 院内保育所消防設備点検

1 消防設備点検の概要

第1章の消防設備点検の概要と同様

2 点検対象機器の概要

① 消火器点検

・粉末消火器

3 個

② 非常警報機器点検

・複合装置 電源内蔵型

2 台

③ 誘導灯及び誘導標識機器点検

・誘導灯

6 台

・電源装置

1 面

E-20 連結送水管設備・送水ホース耐圧試験

1 対象部品

ホース

連結送水管

60本
1式

2 実施時期

2025年度に実施すること。

E-21 防火対象物点検

1 目的

消防法第8条の2の2第1項及び消防法施行規則第4条の2の4の規定による。

2 点検の方法

消防法第8条の2の2第1項及び消防法施行規則第4条の2の4第4項の規定による。

3 実施期間

消防法施行規則第4条の2の4及び昭和50年4月1日消防庁告示第3号に基づく期間に実施すること。

4 点検項目

- ①届出
- ②消防計画
- ③共同防火管理協議事項
- ④避難上必要な施設及び防火戸の管理
- ⑤防災物品表示
- ⑥圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの届出
- ⑦消防用設備等
- ⑧火を使用する設備の位置、構造及び管理等
- ⑨少量危険物の貯蔵及び取扱い
- ⑩指定可燃物等の貯蔵及び取扱い

5 定期点検の報告

年1回山形市消防長あて報告(特定防火対象物)し、点検済証の交付を受けること。

E-22 防災管理点検

1 目的

消防法第8条の2の2各項目及び消防法施行規則第51条の12・14・15・18規定による。

2 点検の方法

消防法第8条の2の2第1項及び消防法施行規則第4条の2の4第4項の規定による。

3 実施期間

消防法施行規則第4条の2の4(平成21年6月1日施工)に基づく。1年に1回。

4 点検基準

- ①届出
- ②消防計画
 - イ 避難施設の管理の状況
 - ロ 定員の遵守その他収容人員の適正化の状況
 - ハ 防災管理上必要な教育の状況
 - ニ 避難の訓練その他防災管理上必要な訓練の状況
 - ホ 建築物その他の工作物についての地震による被害の軽減のため自主検査の状況
 - ヘ 地震による被害軽減の為に必要な設備及び資機材の点検並びに整備の状況
 - ト 地震発生による部品の落下、転倒及び移動の防止措置の実施の状況
 - チ 大規模な地震に係る防災訓練並びに教育・広報の状況
- ③共同防災管理協議事項
- ④避難上必要な施設及び防火戸の状況

5 定期点検の報告

年1回山形市消防長あて報告(消防庁告示第238号様式)し、防災基準点検済証の交付を受けること。

E-101 防災センター非常放送設備非常電源用バッテリー交換

1 対象機器

非常放送設備

2 交換部品

アンプ用バッテリー	24V 6.0Ah	12個
リモート用バッテリー	24V 0.5Ah	2個

3 実施時期

2025年度に実施すること。
作業手順は監督員と打ち合わせの上実施すること。